

官民競争入札等監理委員会
第116回議事録

内閣府公共サービス改革推進室

第116回官民競争入札等監理委員会

議 事 次 第

日 時 平成25年 9 月 30 日（月） 14：59～16：29

場 所 永田町合同庁舎 1 階第 1 共用会議室

1. 開 会
2. 実施要項（案）について
 - （1）労働保険加入促進業務
 - （2）労災ケアサポート事業
 - （3）労災特別介護援護事業
3. 事業の評価（案）について
 - （1）港湾、空港における発注者支援業務
 - （2）道路、河川・ダム、都市公園における発注者支援業務等
4. 発注者支援業務等における事業譲渡について（案）
5. 平成25年度の事業選定方針及びプロセス（案）について【非公開】
6. 閉 会

○樫谷委員長 それでは、井熊先生と北川先生は少し遅られるということですので、少し定刻より早いですけれども、「第116回官民競争入札等監理委員会」を始めたいと思います。

本日の議題は議事次第のとおりですけれども、議題5につきましては本委員会運営規則第5条の規定に基づきまして会議を非公開として、後日、議事要旨を公開することとします。

それでは、最初の議題であります3件の実施要項（案）につきまして、尾花主査より御報告をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○尾花委員 Cグループの尾花でございます。よろしくお願いいたします。

今回、御審議いただくのは3件の実施要項（案）で、いずれも厚生労働省労働基局が業務の委託者となるものです。資料として、資料1、資料2、資料3の束を準備しております。

まず、1件目の労働保険加入促進業務について御説明いたします。

資料1-1の次につづってございます横長の「労働保険適正加入促進事業について」と題するチャートをごらんください。この事業について御説明いたします。

労働保険は、原則として労働者を1人以上雇用するすべての事業に適用される強制加入の公的保険です。現在、297万事業に適用されており、事業主から年間約3兆円の保険料を徴収しているものです。

しかし、中小企業を中心に、労働保険の適用対象であるにもかかわらず加入手続をしていない事業がこの297万事業のほかにも多く存在していることから、このような未手続事業を対象に加入勧奨活動等を、契約期間を2年として、さらに全国を対象に行うというのがこの実施要項（案）が対象とする公共サービスです。

業務について、少々詳しく説明いたします。チャートの中央の「受託者」の枠の中に、真ん中より下のほうに①～③と記載がございます。

まず①に記載のとおり、受託者は未手続事業の情報収集をいたします。これは、事業団体との連絡、もしくは電話帳等を見まして、新しく発生した事業について調べるものです。

次に、②に記載のとおり、その情報に基づいて未手続事業に対して加入勧奨活動・周知・相談対応をしてもらいます。

そのほか、③に記載のとおり、加入勧奨好事例集・加入勧奨マニュアル・周知パンフレット等を作成するのが業務の主要な内容です。

小委員会で主として審議された点は、この点に関連する業務は②です。この事業について、さらに詳しく説明いたします。

受託者は、この加入勧奨活動・周知・相談対応業務を主として、再度チャートをごらんください。右上に記載されておりますとおり、全都道府県に地方事務所を設置し、労働保険適正加入推進員を配置して行うこととなります。この加入推進員は、未手続事業者を個別に訪問して、労働保険について説明し、加入勧奨を行うということとなります。加入勧

奨を実施した場合には、チャートの右下の☆印部分に記載のとおり、「調査説明費」として1訪問当たり1,200円、1事業当たり上限2回という制限がありますが、この金額が支給されます。また、「成功報酬費」として、保険契約が成立した場合は1件当たり9,000円が支給されることになっております。これが、加入促進事業の概要です。

そこで資料1-1、「入札監理小委員会における審議結果報告」をごらんください。小委員会では、確保されるべき公共サービスの質の点から、1の①として加入勧奨活動について目標数が設定されているが、これは先ほどの図に戻りますが、「受託者」の真ん中の欄の②のところで行きますと、保険関係成立目標数3万2,000件、雇用保険手続目標数1万6,000件と記載されています。このような目標数が設定されているが、目標数を上回る勧奨活動が行われた場合、上回った部分の維持費、加入勧奨費は支払われるのか。②として、支払われない場合、このようなことをどのように民間事業者にも周知するのが議論されました。

「対応」といたしましては、本業務については定められた委託費の範囲内で事業が実施されるため、目標数を著しく上回る勧奨活動を実施したことにより、契約額を上回る費用が発生する場合であっても、増加分の加入勧奨推進費を支払うことはなされませんが、加入勧奨推進費以外の費目において残額が生じた場合には、その残額を上限として目標数を上回った部分の加入勧奨推進費を支払うこととする対応といたしました。

これにより、民間事業者に対して目標数を上限とせず、対価の支払いを前提として意欲的な活動をしていただく余地を一定程度、確保することができるようになりました。目標数を上回る勧奨活動についての委託費の支払いについての説明は、入札説明会や募集要項を配布する際の説明の中で周知することとなっています。

引き続き2件目、「労災ケアサポート事業」について御説明いたします。資料2-1としてお配りしてある2枚目の横長の「重度被災労働者を対象とした施策の概要」と題するチャートをごらんください。重度被災労働者は全国で約3万人に上り、これらの重度被災労働者は一般の障害者とは異なり、脊髄損傷、頸椎損傷、頭部外傷、じん肺など、労働災害特有の傷病などによる障害を有するものが多いとのことです。

在宅で介護、看護を必要としている重度被災労働者に対し、労働災害特有の傷病・障害に対する専門的な知識を有する看護師等による訪問支援を実施することを、契約期間を3年として行うことがこの実施要項（案）が対象とする公共サービスです。このサービスの入札は、全国を7ブロックに分けて行われます。

業務について、詳しく説明いたします。チャートの左側の「訪問介護・看護」についての四角の枠内をごらんください。主要な業務の第1は、「重度被災労働者等に対する訪問支援」といまして、労災特有の傷病・障害に対する専門的な知識を有する看護師等が重度被災労働者の居宅を訪問して、御本人やその御家族に対して在宅介護や健康管理等に関する相談及び支援をすることを内容としています。

もう一つの業務は「労災ホームヘルプサービス」といまして、これは特に重度被災労

働者が多く居住する関東甲信越ブロック、これは全国を7ブロックに分けたうちの1つのブロックです。その受託者のみに行うことが要求される業務なのですが、労災ホームヘルパーを紹介し、必要な介護サービスの提供を行う業務です。

資料2-1、「入札監理委員会における審議の結果報告」をごらんください。

「対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項」というものが1に記載されておりますが、この中で委託費の支払い方法、特に委託費の確定額の考え方が議論されました。

対応といたしましては、資料2-2実施要項（案）の143ページをごらんください。図表や具体例を用いて、よりわかりやすい説明資料を添付することといたしました。

もう一度、資料2-1に戻ります。2として「従来の実施状況に関する情報の開示」の点から、新規参入者が必要経費の見積もりを適切に実施できるように、訪問支援対象者の所在地情報を開示する点が議論されました。

「対応」といたしましては、実施要項（案）、資料2-2の38ページからごらんください。余り細かいブロックで人数を示しますと、それが誰であるかがわかってしまうとの懸念から、厚生労働省に工夫をしていただいて、複数の市町村ブロックごとに訪問支援対象者の分布図を開示することによって御対応いただきました。

最後に、3件目の「労災特別介護援護事業」について御説明いたします。再度、先ほどの横長の「重度被災労働者を対象とした施策の概要」と題するチャートをごらんください。これの右側の「施設介護」という部分になります。

「労災特別介護援護事業」という事業は、在宅での介護が困難な原則60歳以上の重度被災労働者に対し、その傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを、国が全国8か所に設置した労災特別介護施設において各施設に実施する事業です。つまり、国が全国8か所に重度被災労働者のための介護の病院というか、施設を持っていて、その施設を利用して重度被災労働者の施設介護を実施するというものです。契約期間は3年で、これは全国一括の発注ではなく、8施設それぞれにおいてこのサービスの入札を行うこととされています。

資料3-1、「入札監理小委員会における審議の結果報告」についてごらんください。小委員会では、対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質の点から、主として2点が議論されました。

1点目は、非常に長い時間をかけて議論をさせていただいたのですが、「運営預り金」と呼ばれる2億5,000万円もの金額を千葉施設の受託者が保管する旨、実施要項上規定されていることが実際、適切かどうか議論されました。

この「運営預り金」というのは、御説明によりますと、この事業を実施する上で不測の事態、例えば地震、台風で施設が使えなくなったような場合に、入居者をほかの施設に移転してもらう。また、急激なインフレで入居費の相対的な減少を招いた場合の資金ショートに備えるお金で、厚生労働省では補完できないものであることから、千葉施設の受託者

に補完してもらうことが提案されています。小委員会では、特にこのようなお金を千葉施設の受託者にプールさせることの必要性について、疑問の声が上がりました。

しかし、厚生労働省からは、「運営預り金」の金額、仕組み、取り扱いについて、厚生労働省が全責任を負うものであること。再度、今年8月に会計検査院及び財務省について問い合わせをして、この金額の仕組み、運営について了承を得たとの報告を受けたことから、今回の実施要項においては「運営預り金」を2億5,000万円とし、それを千葉施設の受託者に補完させることといたしました。

しかし、委員のほうから強い要請があり、厚生労働省には引き続き、次回の実施要項の作成の際にはその必要性や金額の適正性について検討をいただくようお願いをしています。

次に、このような「運営預り金」の存在を前提としたときに、このようなお金が不正使用されないように、または千葉施設の受託者の財産状態の悪化や破産リスクにさらされないように小委員会では多数の提案をいたしました。

3-2、実施要項の通し番号の58ページをごらんください。「(15) 運営預り金の管理」と題する部分がございます。この中で、まずこのような2億5,000万が千葉施設の受託者の破産リスクにさらされないようにということで、例えば②としては、千葉施設の受託者は運営預り金を預金している金融機関から金銭の借入れを行ってはならない。これは、銀行からの相殺を防ぐ趣旨です。

その他、例えば⑤で「千葉施設の受託者に対して手続に関する指示を行うものとする」というのは、例えば印鑑の保管等について厚生労働省と千葉施設のほうで話し合って適正な手続を定める等のごとでございます。

さらに、また実施要項(案)の通し番号18ページをごらんください。⑮に「契約解除」とございますが、ここにおいては通しページの19ページをごらんください。最後の(シ)ですが、「千葉施設の受託者が、仕様書「第2の4の(15) 運営預り金の管理」で定められた規定に違反したとき」には、即座に解除できるように破産リスク、財政状態悪化リスク、不正使用リスクに対応するような手続を設けました。

2点目は、「入居費支出の確定額の考え方、一般管理費の確定額の考え方が理解しにくいのではないか」という議論がなされました。済みません。これは再度資料3-1に戻りまして、1.の2番目の「主の論点」部分です。

これについて、実施要項(案)、3-2をごらんください。これについても229ページ、230ページにおいてどのように確定するのか、算出するかについて、図と表を用いることによって御説明できるようにいたしました。

何度も戻って済みません。次に、資料3-1の2.をごらんください。「2. 従来の実施状況に関する情報の開示」の点については、施設入居者が支払う入居費の支払い(延滞)を適切に見積もることができず、新規参加者にとっての参加障壁となるので、各施設における支払いや滞納の状況を開示すべきかとの議論がされました。

対応といたしましては、実施要項（案）、資料3-2の228ページをごらんください。別添6において、滞納者数、滞納額等を記載いたしました。

長くなりましたが、以上が検討結果の概要でございますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○樫谷委員長 ありがとうございます。

御報告いただきました実施要項（案）3件について御意見、御質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。異存がないということでもよろしいでしょうか。

（異議なし）

○樫谷委員長 ありがとうございます。それでは、異存がないということで、公共サービス改革法第14条第5項の規定により付議されました実施要項（案）につきましては、監理委員会として異存はないということにいたしたいと思えます。

続きまして、事業の評価（案）について御審議をいただきたいと思えます。事業の評価（案）につきましては、事業主体からの実施状況報告に基づきまして、内閣府が事業の評価（案）を作成し、入札監理小委員会で審議を行いました。

それでは、2件の事業評価（案）につきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○金子参事官 それでは、事業の評価（案）2件につき御説明をいたします。

これら2件につきましては、いずれも9月20日の入札監理小委員会において御議論いただいたものでございます。

まず、最初の案件、「港湾、空港における発注者支援業務の評価（案）」について御説明をいたします。資料4-1をごらんください。

今回の対象業務は、平成24年度に単年度の契約で発注されたものが評価対象となっておりまして、業務の内容としましては積算等の発注補助の業務、技術審査、実際に施工するときの監督の補助といった内容となっております。

評価の内容でございますけれども、内容は質に関する評価と、経費に関する評価という2つの観点から行っております。

まず、内容に関する評価について、2.のところをごらんいただきたいと思えます。「確保されるべき質」についてということでございますが、これについては事業が終了したときの業務成績評定点に基づいて評価を行うということでございます。これにつきまして、民間競争入札を導入する前の業務と、導入後の今回の評価対象の業務の評定点を比較するという方法で評価を行いました。分野によっては今回の民間競争入札導入後の事業のほうが高いものもございましたし、全体として見ても導入前と比較してほぼ同等の結果というものが得られています。

また、この業務成績評定点といえますのは、60点以上でない実績として以降の入札において評価されないというものでございますけれども、60点を下回るような成績をとったものはなかったということで報告を受けております。

また、「民間事業者からの改善提案」というところがございますけれども、これにつきましても、情報漏えいの防止策、労働災害の防止、技術力向上、そういったものについてそれぞれ提案があって、業務品質の向上が図られたということがございます。

そして、「3. 実施経費に関する評価」に移らせていただきます。これにつきましては、金額発注額そのものは年によって増減があるということございましたので、金額そのものではなくて平均落札率でもって評価し、加えて、平均応札者数とか一者応札の割合といったもので、競争性の改善というのが見られたかどうかということも評価をしようということがございます。

まず、平均落札率でございますけれども、これは民間競争入札導入前後でほぼ同程度ございました。平均応札者数で見ましてもやや減少ということもございますし、一者応札の割合というものも割合としては、やや増加傾向にあるということもございますので、競争性の大きな改善には至っていないというふうな現状でございます。

以上の点のまとめということで、「今後の事業について」というところにまとめさせていただきましたけれども、本業務については確保されるべき質については達成しているものの、平均応札者数はやや減少しているなど、引き続き競争性の改善が求められている状況だということがございます。

ただ、先ほど競争性の観点というのが大きな改善に至っていないということをお話ししましたけれども、これと合わせて報告いただいていた、例えば平成25年度の発注状況を見てみますと、今回の評価対象というのは単年度の契約しか評価対象になっていないわけがございますが、複数年の契約の事業につきまして、平均応札者数であるとか一者応札の割合といったものが改善をしているような傾向というのが見られておりましたことから、今後もそういった契約の複数年化による効果とか、そういったものを見ながら引き続き状況を見ていく必要があるだろうということがございます。

また、合わせまして競争性の改善に向けて現状の要因分析を進めた上で、参加要件の緩和、スケジュールの前倒し、発注単位の見直しといった取り組みをさらに検討していく必要があるだろうということで評価を締めくくってございます。

2件目の「道路、河川・ダム、都市公園における発注者支援業務」につきましても合わせて御説明をいたします。これにつきましては、資料の5-1をごらんいただきたいと思っております。

こちらについては、先ほど申し上げたような発注者の支援業務に加えて、用地補償でありますとか公物の管理、そういったものも業務対象になっているということがございます。こちらについては、平成24年度の単年度契約に加えまして、平成23年度から複数年の契約として行われたものについても事業が終了したということで、合わせて評価の対象となっているということがございます。これについても先ほどと同様、業務内容、実施経費の2つの観点から評価を行うということがございます。

まず内容の評価でございますが、2. のところがございますように、先ほどと同様、業

務成績評定点に基づいて評価をしてみましたところ、分野によって若干今回の対象の事業のほうが高い評価を得ているものが見られたり、全体としてもほぼ同等の結果というのが得られており、また、同様に業務成績が60点を下回るものは見られなかったということで、先ほどの港湾等の事業と同様に、発注者が求める品質は確保されているということでございます。

「民間事業者等からの改善提案」ということでございますけれども、これにつきまして情報漏えいの防止策でありますとか、効率的な審査の実施、不法行為に対する抑止効果を狙った業務改善というものがそれぞれ提案をされ、業務品質の向上というものが図られているということでございます。

3. の「実施経費に関する評価」ということでございますが、これも先ほどと同様の観点から評価をしております、平均落札率で見ますと先ほどと同様、落札率自体はほぼ同程度であったということでございます。

一方で、一者応札の割合というのを見てみますと、民間競争入札の実施後のほうが減少しているということでございまして、これらを見ますと競争性の改善というのは複数年の契約の効果等もあらわれて見られているということなのかということでございます。

ただ、ただし書きのところに書いてございますけれども、業務によっては競争性の改善状況にばらつきがあるということで、さらなる改善の余地ということを見ていかなければいけないだろうということでございます。

そして4. のところでございます。これは、次の議題で詳しく御説明いたしますけれども、いわゆる建設弘済会が受託していた事業について、公益法人改革の流れの中で、こういった発注者支援の業務を引き受けていたものを段階的に民間事業者に譲渡していこうということになってございまして、今回の対象事業の中にも18件ほどございますけれども、譲渡が行われているということでございます。

その譲渡の影響を見ていこうということ、この4. では書いてございますが、譲渡対象になった事業と、それ以外の事業の平均評定点を比べても、今回の譲渡対象になったもののほうが若干高くなっているという感じでございます、業務品質の確保というものはちゃんと図られているという評価でございます。

5. のところで、以上のことをまとめて、どういうふうに総括をしているかということでございますけれども、一者応札者数の減少であるとか、平均応札者数の増加といった競争性の改善ということは見られているんですけども、業務によって改善が不十分なもの、先ほど申し上げたように、業務によるばらつきというのがあるということに注意をしなければいけないということでございます。

合わせて4. で述べさせていただいた事業譲渡の影響というのものも、特に競争性の確保の取り組みを継続するというふうな観点から、事業譲渡の影響というものを引き続き確認していく必要があるだろうということで評価を締めくくっているということでございます。説明は以上でございます。

○樫谷委員長 ありがとうございます。

ただいまの御報告につきまして、御意見、御質問ございましたら御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

質は確保されているけれども、競争条件について少しまだ課題があるのでということですね。

○金子参事官 はい。

○樫谷委員長 事業譲渡については、次に何かやるんですか。

○金子参事官 はい。次の議題でございます。

○樫谷委員長 よろしゅうございますか。

それでは、ただいま御説明いただきました2件の事業評価（案）につきましては、監理委員会として異存はないということによろしいでしょうか。

（異議なし）

○樫谷委員長 ありがとうございます。それでは、監理委員会として異存はないということにしたいと思います。

続きまして、次の議題であります「発注者支援業務等における事業譲渡」について御審議いただきたいと思います。国土交通省に着席していただきます。

（国土交通省関係者着席）

○樫谷委員長 本件につきましては、国土交通省からの報告に基づき、入札監理小委員会で審議してまいりました。

それでは、本件につきましては石堂主査より御報告をお願いしたいと思います。

○石堂委員 それでは、私のほうから報告させていただきます。

表題に資料6-1から6-5までございますが、概要として6-1の資料を主に使いながら御説明させていただきたいと思います。

表題にありますように、国交省さんの発注者支援業務等における事業譲渡があったということで、それに関する論点、そして今後の対応ということでございます。

当該事業につきましては、平成22年11月にこの監理委員会で実施要項の承認を受けまして、その翌年、平成23年度から市場化テストの対象事業として競争入札が実施されてきたという事業でございます。

「1. 議論の経過」にありますように、道路、河川・ダム等における発注者支援業務ということで、どのような業務かということにつきましては国交省さんがおつくりになりました資料6-3の4ページのところに、若干民間事業者の受注シェアということも含まれておりますが、ここに詳細に載っておりますので、参考にごらんをいただきたいと思ます。

こういった業務の事業譲渡があったということでございますけれども、当入札監理小委員会は、実は前任の小林主査から私が引き継いだ形になっておりまして、4回にわたりまして論議を重ねました。中2回、非公開というものがございますが、実はこの事業は既に

事業譲渡を終えた部分がございます。民間の事業者が既にやっているということで、その事業者にとっては情報を開示する法令上の義務等のないデータも含まれるということで、ここは非公開にさせていただいた部分があるということでございます。

この4回にわたる議論の中でのポイントということで、まず1つは「事業譲渡を実施する目的等」というのが上段でございます。それで、もう一つは、それについて公共サービス改革法に照らしてみたときの議論の論点ということでございまして、左側に「主な論点」、そして右側に「事実関係の整理、指摘を踏まえた対応等」ということでございます。

まず、「事業譲渡を実施する目的等」の部分でございますが、①にありますように「発注者支援業務等についての旧建設弘済会等から民間事業者等に対する事業譲渡は、なぜ、行われることになったのか」という部分、「また、事業譲渡においては、どのような点が重視されているのか」ということでございます。

右側の欄でございますけれども、平成21年の「政府関連公益法人の徹底的な見直し」という方針を受けまして、民間等による競争を促進すること及び公益法人改革の観点から、当時の国土交通大臣が建設弘済会等に対して発注支援業務等からの計画的撤退を要請したという事実がございます。

これは22年の7月のことございまして、この辺の経緯につきましては、資料6-3の3ページのところに順を追って書かれてございますので、参考までにごらんいただきたいと思っております。

この22年7月の国土交通大臣の建設弘済会に対する撤退要請というものを起点といたしまして、この事業譲渡が行われたわけでございます。

建設弘済会という組織そのものにつきましては、また資料6-3になりますが、後ろのほうの11ページのところに9つの、名前が若干違うものもございまして、当時の建設弘済会等の名前が載っております。ここが受けていたものを事業譲渡するということでございます。

撤退に必要な事業譲渡に対する考え方といたしましては、国土交通省内の検討チームが外部有識者の助言を得ながら、1つには当該業務に関するノウハウをできる限り民間事業者に継承すること。また、②といたしましては、職員の雇用の確保という観点が必要だということ整理がなされております。

これは、平成23年3月に結論が出されておりました。それにのっとりまして先ほど触れました建設弘済会等がいわば大臣の要請を受け入れて、自分たちのやってきた業務を民間にだんだん移していくという方針をそれぞれに決めたということでございます。

事業譲渡におきましては外部有識者を入れて、これはそれぞれの建設弘済会それぞれに形成されるわけですが、第三者委員会を活用しつつ譲受者を選定し、従前と同様の実施体制、要するに業務が確実に成されるようにということ、または業務品質が十分確保されるように、また経費については事業譲渡前後で変更がないようにというようなことをポイントとして事業譲渡がなされたということでございます。

また、その次の段でございますが、「事業譲渡が市場に与える影響について、国土交通省はどのように考えているか」ということであります。旧建設弘済会等の事業撤退と市場化テストにより、民間事業者のみの適正な競争環境が醸成されるというふうに考えたということでございます。国土交通省は、計画的撤退がバランスのとれた進捗となるように、第三者委員会を含む旧建設弘済会等に対し、モニタリング及び助言を行うとともに、適正な競争環境を維持するための取り組みを継続するというところでございます。

この3行目に「バランスのとれた」という表現が出てまいりますが、これは1つには公益法人の改革という観点がございますし、もう一つでは競争性の確保といったものもございます。また、雇用の確保といったこともありましたので、それらの諸目的をバランスよく進捗させようということでございます。

以上のような観点で、事業譲渡が一部もう既になされた部分があるわけですが、これらを下段のほうにありますように公共サービス改革法の観点から見たら一体どうなるかということでございます。

主な論点の③でございます。これは既に行われたということでございますが、「平成24年度の事業譲渡については、公共サービス改革法第21条の契約変更に該当することから、監理委員会の議を経る必要があったのではないか」ということであります。

この点、国土交通省は、事業譲渡は契約上の地位の移転であるという観点から、公サ法上の契約変更に該当するとは認識しておられないまま、省内における所定の手続のみを実施したということであります。

事業譲渡に関する事項をあらかじめ、先ほど最初に申しあげました平成22年11月の実施要項の中に、こういう事由で変更もあり得るべしということが書かれていれば、それでクリアできた部分もあるんですが、それも実施要項には書いていなかったということで、この部分は国土交通省さんの対応に必ずしも適切でない部分があったのかなということでございます。

④でございますが、「今後、事業譲渡を実施していく案件について、公共サービスの質の維持向上及び経費削減並びに透明性、公正性及び競争性確保の観点を踏まえ、公サ法にどのように対応していくのか」ということであります。

今後の契約につきましては、譲受者の選定、品質確保の基準、暴力団排除の手続等を実施要項に追記して、監理委員会の議を経て進めていくことにいたしたい。また、既に契約済みの事業につきましても、新たに実施要項に追記するような内容を同趣旨の通知として作成いたしまして、監理委員会の了承を経て発出し、これを既に受注している業者にも周知徹底してまいりたいということでございます。

最後になりますけれども、国土交通省は譲受者選定が適切に行われるよう、モニタリング及び助言を行うとともに、技術者及び業務履行体制を審査する。また、暴力団排除の手続については、これまでも適正に行われてきておりますが、事業譲渡に当たって民間競争入札を行う場合と同様に実施をしていくというような考え方で進めていきたいということ

でございます。

事業譲渡した後、純民間業者に対して、国土交通省として特に監督権限等はないわけ
ありますけれども、これまでの経緯にかんがみまして、今後も一定の関与を保って適正に
進めてまいりたいという趣旨でございます。

資料の6-4、6-5につきましては、既に実施されました東北、また九州における実
施が先ほどのように行われたかということを示す資料になっておりますので、ごらんおきいただきた
いと思います。

私からの説明は以上でございます。

○樫谷委員長 ありがとうございます。

ただいまの御報告につきまして、何か御意見、御質問はございましたら御発言いただき
たいと思いますが、いかがでしょうか。

この案件だけではなくて、事業譲渡が市場化テストを行っている、委託している企業が
事業を譲渡する、この事業を含めてですね。実施要項のところでは何か手続はあるんですか。
これは一般的な話として見るのか、それともこの案件だけで見るのかということにも
関係すると思うんですけども。

○金子参事官 これは、先ほど主査より御説明のあったとおり九州、それと東北で既に行
われているわけですが、資料6-4、6-5のような形で実際に御説明を受けておりまし
て、それに基づいて4つのポイントから整理しているということでございます。

これに加えて、資料6-1の1枚紙で申し上げると4つ目の点ですね。今後どうするか
というのが本題なわけですが、これについては資料の6-3の7ページ目でございますが、
こういった内容をあらかじめ入札の実施要項の中に書いておけば、この方法でい
いかどうかということを監理委員会としてちゃんと確認したということが担保できるわ
けで、実施要項にあらかじめ書くということで、今後の入札について仮に旧建設弘済会さ
んのほうで落札されたものが事業譲渡される時も、そういう形で対応していこうとい
うことを考えております。

○館事務局長 一般論としてはどうなるかという御質問でございますけれども、今回は今
後の事業譲渡が予定される案件でございますので、このような形で実施要項の中にあら
かじめ記載するということが適切だと考えております。

また、それが予想されないものについてまで、一般的に書くかどうかということは、普
通は予想されないだろうと思います。その場合は、契約変更に当たるかどうかという議論
に戻ってまいりますので、契約変更に当たる場合は監理委員会で御議論いただくことと
なります。

○樫谷委員長 契約変更に当たれば、監理委員会のほうということですね。わかりました。

そういうことでございますが、何か御意見、御質問はございますでしょうか。どうぞ。

○事務局 資料6-6というものがございます。こちらは、国土交通省から地域づくり協

